



[ホーム](#) / [国税庁等について](#) / [組織（国税局・税務署等）](#) / [名古屋国税局](#) / [文書回答事例](#)

/ [公益法人等が行う事業のうち収益事業に含まれないものの判定単位について](#)

公益法人等が行う事業のうち収益事業に含まれないものの判定単位について

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

照会

① 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）	別紙の1 のとおり
② 事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）	別紙の2 のとおり
③ ②の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由	別紙の3 のとおり
④ 関係する法令条項等	法人税法施行令第5条第1項、第2項
⑤ 添付書類	

回答

⑥回答年月日	平成23年4月5日	⑦回答者	名古屋国税局審理課長
--------	-----------	------	------------

⑧回答内容	標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) ご照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) この回答内容は名古屋国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。
-------	---

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [国税庁等について](#) / [組織（国税局・税務署等）](#) / [名古屋国税局](#) / [文書回答事例](#)

/ [公益法人等が行う事業のうち収益事業に含まれないものの判定単位について](#)

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [キッズページ（税の学習コーナー）](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)